

国立大学法人浜松医科大学における人事の基本方針

令和3年3月19日制定

国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）の建学の理念である「第1に優れた医療人と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」を理解し、その実現に向けて貢献しうる多様な人材の確保を図るため、ここに本法人における人事の基本方針を定める。

I. 求める人材

1. 本法人の建学の理念を理解し、その遂行に寄与できる人材を求める。
2. 社会の変動を捉えて、持続的な社会貢献が可能となる経営能力を有した人材や、教育面の将来性と国際性、戦略性を有する優れた人材を求める。
3. 性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティを考慮した多様な人材を求める。
4. 各職種の役割に求められる必要な能力を備えるとともに、幅広い視野を有し、時代の変化や社会の現状に対応できる人材を求める。

II. 選考方法

1. 選考方法は、客観性、透明性及び公正性を高めるために、その基準を明確にし公開する。
2. 選考は、広く有能な人材を求めるため、公募を原則とする。
3. 選考は、客観的かつ多面的な評価に基づいて行う。

III. 人事管理

1. 中・長期的計画に基づいた人事管理を実施する。
2. 教職員の適切な年齢構成の実現に努める。
3. ダイバーシティを尊重した人事管理を実施する。
4. 外部資金を活用した雇用の確保に努める。

IV. 人材育成

1. 教職員としての多様な能力等の養成及び向上を継続的に図り、長期的な視点に立って、社会に対して本法人の役割を果たせる人材を育成する。
2. 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、各職種に応じた研修を行うとともに、国・民間団体等の外部機関との人事交流を積極的に行う。

V. 人事評価

1. 人事評価は、多面的かつ客観的な評価基準を設け公平に行う。
2. 人事評価の結果は、大学組織の活性化に繋がるよう効果的に活用する。

VI. その他

1. この方針に定めるもののほか、人事基本方針に関し必要な事項は別に定める。